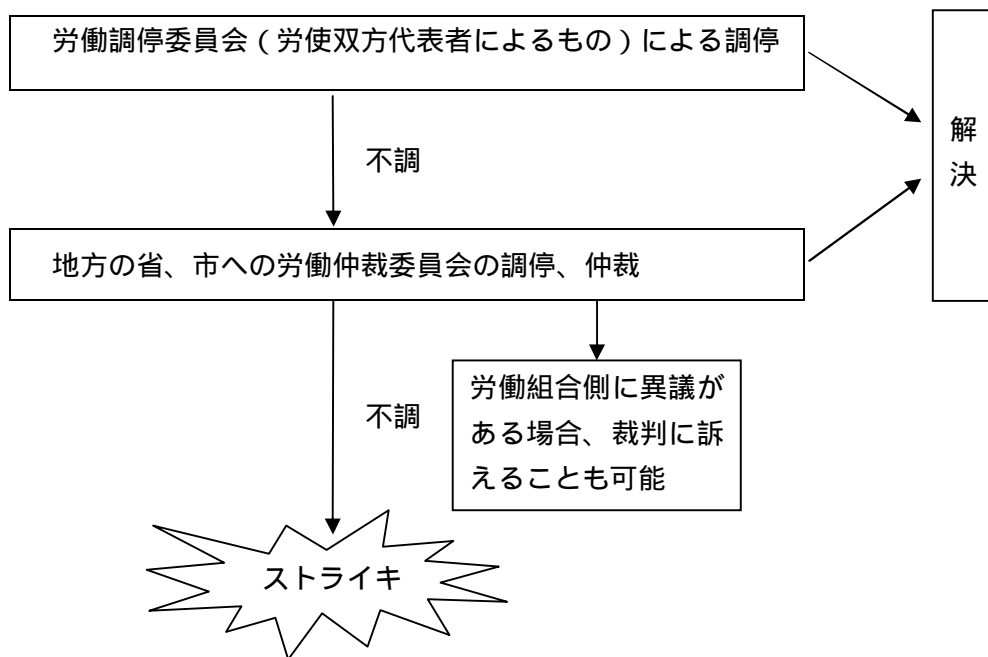


ストライキについて

ベトナムデスク 斉藤 雄久

最近、日本の新聞などでも、ベトナムに進出している日系企業でストライキが多発しているといったニュースをよく見かけます。今年になってからも、2月にはハイフォン市（ハノイ市から 100 キロの港湾都市）で、5月～6月にかけてはハイズオン省（ハノイ市から 40 キロほどの省）やハノイ市にある日系企業で相次いでストライキが行われました。そこで、今回はベトナムにおけるストライキについてご説明します。

ベトナムにおいても、労働者には労働争議権の行使としてストライキを行うことが保障されています。ただ、ストライキは労働組合だけが実行することができ、下記のような複雑な手順を踏んだ上で行う必要があります。



<ストライキ実施に係る手続き>

- ・ 労働組合の秘密投票により、多数の労働者の承認もしくは署名が集まった場合、労働組合執行委員会によるストライキ執行の宣言
- ・ 雇用側に対して、要求事項、解決案、ストライキ投票の結果、ストライキの開始時期等の提示
- ・ 地方省レベルの労働行政機関、および労働総連盟に対して、要求事項、解決案、ストライキ投票の結果、ストライキの開始時期等の提示

こうしたことから、ベトナムでは今まで合法的なストライキが行われたことはなく、ストライキはすべて違法なものとなっています。違法ストライキに対しては、罰則がありますが、罰金額が最高でも労働者の平均的給与の約 3 ヶ月分と安いことや、罰則を適用するための手続きが煩雑なため実際に処罰されるのは首謀者のみのケースが多いなど、スト回避のための抑止力になっていないのが実状です。

なお、このような違法ストライキは、ごく一部の不満分子が、工場の門を閉鎖して立入できないようにしたり、周囲の者を恫喝して職場放棄やストライキに強制的に参加させるような形で行われることが多いようです。

2006 年以前のストライキの多くは、賃金・残業代の未払いや社会保険の未納、暴力行為、非人道的な管理など会社側による不当行為を原因として、主に韓国系や台湾系の企業で起こっており、労働法や就業規則が遵守されるなど労使関係が良好だった日系企業では、ストライキが起こったという話は聞かれませんでした。しかしながら、2006 年を境に、日系企業においても賃金や諸手当の引き上げを求めるストライキが起こるようになったことから、日本商工会などを通じベトナム政府に対して、ストライキへの対応についての陳情を続けていますが、残念ながら今のところ満足な対策は取られていません。

ベトナムは今年に入ってから急激なインフレに悩まされており、米、肉をはじめとする食料品やガソリンなど、生活必需品が次々と値上げされ、工場で働く労働者をはじめとする庶民の生活は苦境に立たされています。

これに対し、ベトナム政府はインフレ抑制を最優先課題とし、利上げなどによる金融引き締め政策を実施していますが、庶民の生活は依然として苦しい状況であるため、現状に不満を抱いた労働者等によるストライキが、今年後半に再び続発するのではないかと懸念されています。

以上